

郡山市景観ギャラリー募集要領

1 目的

この要領は、郡山市景観ギャラリー（以下「景観ギャラリー」という。）を募集するにあたり必要な事項を定める。

2 募集期間

年間を通じて募集する。

3 応募方法

応募方法は、所定の応募用紙に必要事項を記入の上、都市構想部開発建築法務課まで直接持参若しくは郵送、ファクシミリ、電子メールによるものとし、郵送による場合には、当日消印有効とする。

4 公開方法

公開の際は、募集書類に添付された写真若しくは画像データ等（以下「写真等」という。）、または、応募に基づき都市構想部開発建築法務課で撮影した写真等を併せて掲載することとする。

5 写真等の活用

応募の際に添付された写真等の著作権は郡山市に帰属するものとし、景観ギャラリーで公開するほか、パンフレット、ポスター等に活用できるものとする。

6 適用期日等

この要領は、平成 22 年 5 月 19 日から適用とする。

附 則

この要領は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。